

市税概要

平成22年度



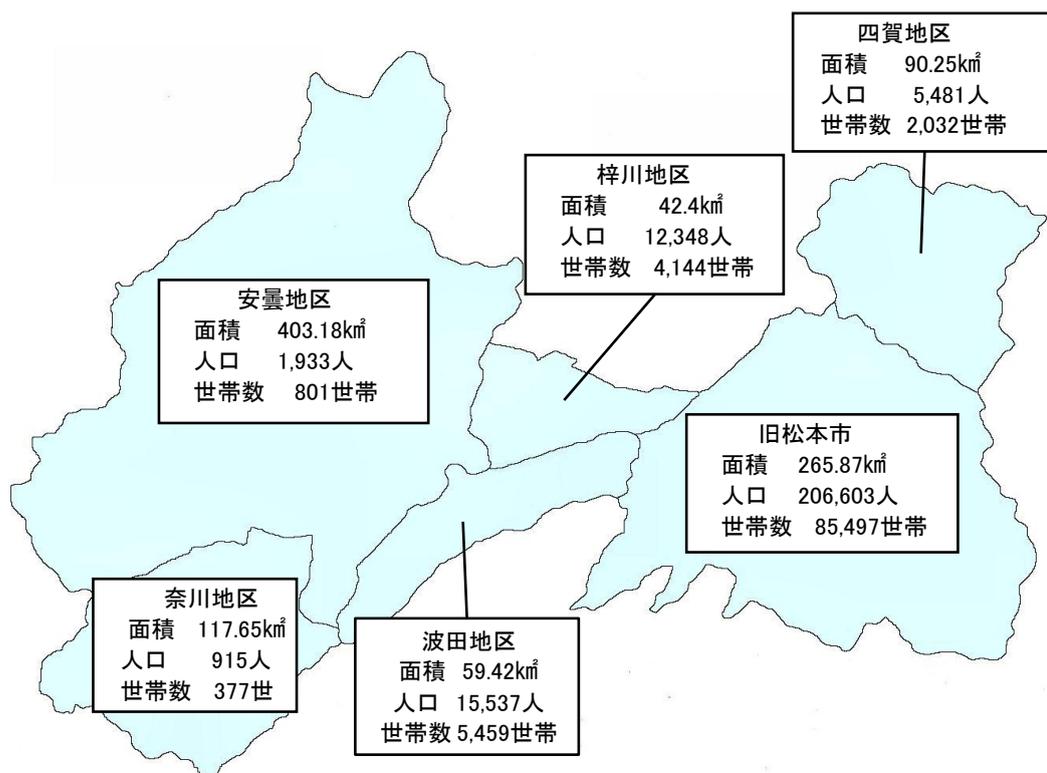
松 本 市

はじめに

平成17年4月1日、松本市は四賀村・安曇村・奈川村・梓川村と平成22年3月31日東筑摩郡波田町と合併し新松本市が一步を踏み出しました。
人口は242,817人、面積は978.77km²で広さは県下最大です。

松本市の人口(平成22年4月1日現在)

面積 978.77 km²
人口 242,817人



男女別・年齢三区分別人口

(単位:人)

	男	女	歳	15~64歳	65歳~	合計
旧松本市	101,420	105,183	29,540	129,159	47,904	206,603
四賀地区	2,676	2,805	520	3,037	1,924	5,481
安曇地区	968	965	189	1,140	604	1,933
奈川地区	433	482	94	458	363	915
梓川地区	5,998	6,350	2,061	7,460	2,827	12,348
波田地区	7,572	7,965	2,277	9,605	3,655	15,537
合計	119,067	123,750	34,681	150,859	57,277	242,817

目 次

I 市の概要

1	人口・世帯の推移	1
2	市の予算と決算	2
3	税務機構と事務分掌	4

II 市税総括

1	22年度市税の当初予算	5
2	税目別決算額比較表	6
3	21年度市税の収納実績	8
4	市税負担状況調	10

III 市県民税

1	年度別納税義務者調	11
2	年度別調定額の調	12
3	所得区分による課税状況	13
4	22年度課税状況調（当初）	14
5	22年度課税所得の状況	14
6	法人市民税の課税状況	16

IV 固定資産税

1	固定資産税の年度別調定額	20
2	固定資産税の区分別調定額の調	21
3	土地の概要	22
4	家屋の概要	24
5	償却資産の概要	24
6	年度別新增分家屋	26
7	年度別減少分家屋	26

V 諸税・その他

1	市たばこ税	27
2	特別土地保有税	27
3	入湯税	27
4	都市計画税	27
5	国民健康保険税	27
6	軽自動車税	28
7	利子割交付金	30
8	配当割交付金	30
9	株式等譲渡所得割交付金	30
10	ゴルフ場利用税交付金	30
11	口座振替納付の状況調	31
12	市税の徴収に要する経費	32
13	証明・閲覧に関する調	33

VI 参考資料

市税の変遷	34
-------	----

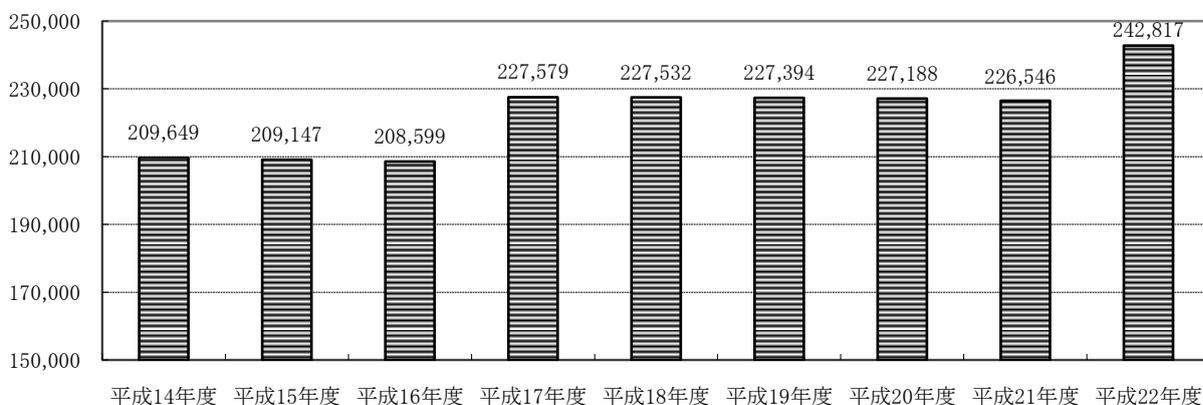
I 市の概要

1 人口・世帯の推移

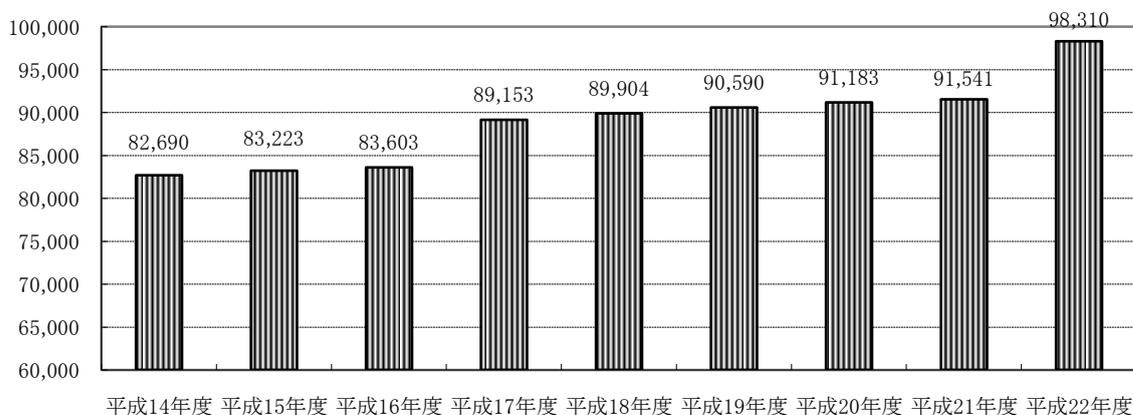
面積（合併前） 919.35K m^2
 （合併後） 983.10K m^2

	世帯数	人 口			世帯当たり人口	人口密度 (1K m^2 当たり)
		男	女	計		
平成14年度	82,690	103,838	105,811	209,649	2.5	789
平成15年度	83,223	103,417	105,730	209,147	2.5	787
平成16年度	83,603	103,151	105,448	208,599	2.5	785
平成17年度	89,153	112,066	115,513	227,579	2.6	248
平成18年度	89,904	112,039	115,493	227,532	2.5	247
平成19年度	90,590	111,891	115,503	227,394	2.5	247
平成20年度	91,183	111,839	115,349	227,188	2.5	247
平成21年度	91,541	111,457	115,089	226,546	2.5	246
平成22年度	98,310	119,067	123,750	242,817	2.5	247

備考 国勢調査に基づく数値（平成22年度は4月1日現在）



【人 口】



【世 帯】

2 市の予算と決算

(1) 平成22年度一般会計当初予算

単位：千円

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	構成比	科 目	予 算 額	構成比
合 計	86,340,000	100.0	合 計	86,340,000	100.0
1 市 税	34,307,950	39.7	1 議 会 費	530,970	0.6
2 地 方 譲 与 税	908,700	1.1	2 総 務 費	9,434,370	10.9
3 利 子 割 交 付 金	123,300	0.1	3 民 生 費	26,513,020	30.7
4 地 方 消 費 税 交 付 金	2,519,000	2.9	4 衛 生 費	5,783,550	6.7
5 ゴルフ場利用税交付金	38,000	0.0	5 労 働 費	667,620	0.8
6 自動車取得税交付金	219,000	0.3	6 農 林 水 産 業 費	2,517,320	2.9
7 配 当 割 交 付 金	31,000	0.0	7 商 工 費	7,209,680	8.4
8 株式等譲渡所得割交付金	14,000	0.0	8 土 木 費	7,249,550	8.4
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	22,000	0.0	9 消 防 費	2,522,060	2.9
10 地方特例交付金	350,000	0.4	10 教 育 費	8,667,280	10.0
11 地 方 交 付 税	15,497,000	17.9	11 災 害 復 旧 費	0	0.0
12 交通安全対策特別交付金	59,900	0.1	12 公 債 費	11,533,160	13.4
13 分担金及び負担金	1,569,470	1.8	13 諸 支 出 金	3,556,420	4.1
14 使用料及び手数料	1,920,700	2.2	14 予 備 費	155,000	0.2
15 国 庫 支 出 金	8,761,750	10.1			
16 県 支 出 金	4,575,240	5.3			
17 財 産 収 入	415,280	0.5			
18 寄 附 金	5,490	0.0			
19 繰 入 金	555,270	0.6			
20 繰 越 金	80,000	0.1			
21 諸 収 入	6,459,950	7.5			
22 市 債	7,907,000	9.2			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

(2) 平成21年度一般会計決算状況

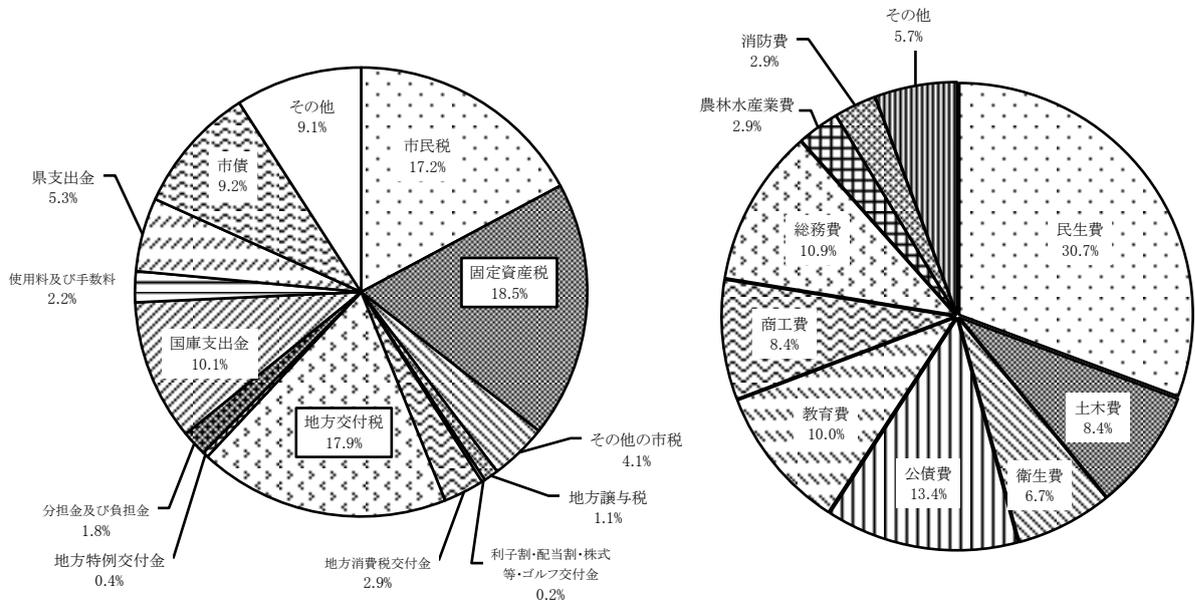
単位：千円

歳 入			歳 出		
科 目	決 算 額	構成比	科 目	決 算 額	構成比
合 計	90,632,810	100.0	合 計	89,320,944	100.0
1 市 税	34,190,944	37.7	1 議 会 費	496,658	0.6
2 地 方 譲 与 税	937,604	1.0	2 総 務 費	16,888,854	18.9
3 利 子 割 交 付 金	147,836	0.2	3 民 生 費	22,490,751	25.2
4 地 方 消 費 税 交 付 金	2,555,563	2.8	4 衛 生 費	5,453,446	6.1
5 ゴルフ場利用税交付金	38,053	0.0	5 労 働 費	553,735	0.6
6 自動車取得税交付金	226,188	0.2	6 農 林 水 産 業 費	2,748,964	3.1
7 配 当 割 交 付 金	35,771	0.0	7 商 工 費	6,875,859	7.7
8 株式等譲渡所得割交付金	18,990	0.0	8 土 木 費	7,078,607	7.9
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	22,341	0.0	9 消 防 費	2,381,304	2.7
10 地方特例交付金	382,126	0.4	10 教 育 費	10,735,100	12.0
11 地 方 交 付 税	13,891,641	16.1	11 災 害 復 旧 費	0	0.0
12 交通安全対策特別交付金	61,392	0.1	12 公 債 費	10,999,276	12.3
13 分担金及び負担金	1,407,593	1.6	13 諸 支 出 金	2,618,390	2.9
14 使用料及び手数料	1,866,399	2.1	14 予 備 費	0	0.0
15 国 庫 支 出 金	11,072,168	12.2			
16 県 支 出 金	3,624,913	4.0			
17 財 産 収 入	478,598	0.5			
18 寄 附 金	125,222	0.1			
19 繰 入 金	1,633,671	1.8			
20 繰 越 金	1,866,949	2.1			
21 諸 収 入	7,306,948	8.1			
22 市 債	8,741,900	9.6			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

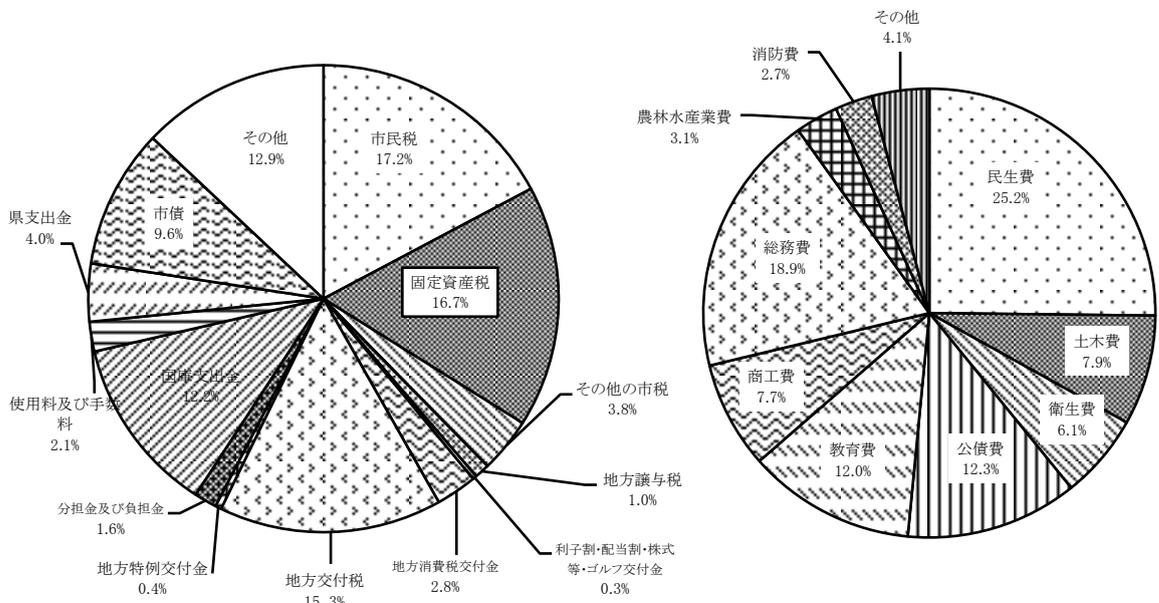
平成22年度一般会計当初予算

歳入 86,340,000千円 歳出 86,340,000千円



平成21年度一般会計決算額

歳入 90,632,810千円 歳出 89,320,944千円



3 税務機構と事務分掌

(平成22年4月現在)

区分	係	課長	係長	主査	主任	主事	事務員	嘱託	計	事務分掌	
財 政 部	市民税課		1						1		
		庶務係		(1) 1	1	1	2	1	1	7	税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務
		市民税係		(2) 3	2	9	3	1	2	20	市民税(普通徴収・特別徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	1	4	3	10	5	2	3	28	
	資産税課		1							1	
		庶務係		(1) 1	1	3			1	6	税制研究、市税統計、予算、公図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
		土地係		(1) 1	1	4	2			8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価、土地の異動整理
		家屋係		1	4	5	1	1		12	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、家屋の異動整理
		計	1	3	6	12	3	1	1	27	
	納税課		1							1	
		庶務係		1	1	3	1	1		7	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、他の係に属さない事務
		整理担当		(4) 8	4	8	4	1	3	28	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督促、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
計		1	9	5	11	5	2	3	36		

健康福祉部	保険課		1						1	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督促及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱託	
		保険税担当	1	(3) 4	4	6	4	2	19		40
		計	2	4	4	6	4	2	19		41

()内の数字は課長補佐(再掲)

1 22年度市税の当初予算

区 分		平成22年度 当初予算額(A)	平成21年度 当初予算額(B)	平成21年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B	
合 計		千円 34,307,950	千円 35,143,000	千円 34,473,210	% △ 2.4	
1	市 民 税	14,809,440	16,212,000	15,634,300	△ 8.7	
(1)	個 人	現年課税分	11,712,200	12,448,000	12,481,900	△ 5.9
		滞納繰越分	161,800	145,000	145,000	11.6
(2)	法 人	現年課税分	2,910,200	3,600,000	2,988,400	△ 19.2
		滞納繰越分	25,240	19,000	19,000	32.8
2	固 定 資 産 税	15,942,430	15,431,000	15,335,600	3.3	
(1)	純固定資産税	現年課税分	15,585,100	15,073,000	14,977,600	3.4
		滞納繰越分	217,930	217,000	217,000	0.4
(2)	交 付 金	139,400	141,000	141,000	△ 1.1	
3	軽自動車税	452,280	405,000	405,110	11.7	
	現年課税分	447,100	400,000	400,100	11.8	
	滞納繰越分	5,180	5,000	5,010	3.6	
4	市たばこ税	1,342,800	1,340,000	1,343,200	0.2	
5	特別土地保有税	0	0	0	-	
	現年課税分	0	0	0	-	
	滞納繰越分	0	0	0	-	
6	入 湯 税	93,000	97,000	97,000	△ 4.1	
	現年課税分	93,000	97,000	97,000	△ 4.1	
	滞納繰越分	0	0	0	-	
7	都市計画税	1,668,000	1,658,000	1,658,000	0.6	
	現年課税分	1,644,000	1,633,000	1,633,000	0.7	
	滞納繰越分	24,000	25,000	25,000	△ 4.0	
国民健康保険税		5,582,390	4,813,600	5,004,830	16.0	
(1)医療分	(ア)一般分	現年課税分	3,273,350	2,836,640	3,050,820	15.4
		滞納繰越分	187,310	192,440	119,950	△ 2.7
	(イ)退職分	現年課税分	319,680	249,950	254,350	27.9
		滞納繰越分	7,170	14,700	7,100	△ 51.2
(2)支援金分	(ア)一般分	現年課税分	1,057,760	917,400	993,370	15.3
		滞納繰越分	47,920	14,440	24,430	231.8
	(イ)退職分	現年課税分	104,930	71,840	83,970	46.1
		滞納繰越分	1,280	650	1,020	96.9
(3)介護分	(ア)一般分	現年課税分	433,480	401,650	365,290	7.9
		滞納繰越分	28,400	26,900	17,780	5.6
	(イ)退職分	現年課税分	118,930	83,040	85,280	43.2
		滞納繰越分	2,180	3,950	1,470	△ 44.8

2 税目別決算額比較表

科 目	平成 18 年 度					平成 19 年 度			
	決 算 額					決 算 額			
	調定額	伸率	収入額	伸率	徴収率	調定額	伸率	収入額	伸率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%
合 計	36,142,053	1.1	33,970,841	1.2	93.99	39,210,496	8.5	36,905,946	8.6
現年課税分	34,289,327	1.3	33,679,052	1.3	98.22	37,326,691	8.9	36,609,155	8.7
滞納繰越分	1,852,726	△ 3.2	291,789	△ 15.4	15.75	1,883,805	1.7	296,791	1.7
1 市 民 税	16,121,270	9.3	15,351,491	9.8	95.23	19,017,785	18.0	18,114,920	18.0
現年課税分	15,469,551	10.1	15,233,974	10.0	98.48	18,334,531	18.5	18,004,298	18.2
滞納繰越分	651,719	△ 6.0	117,517	△ 8.3	18.03	683,254	4.8	110,622	△ 5.9
2 固 定 資 産 税	16,297,687	△ 5.2	15,066,407	△ 5.6	92.45	16,476,025	1.1	15,244,863	1.2
現年課税分	15,241,155	△ 5.5	14,914,233	△ 5.5	97.86	15,420,199	1.2	15,082,243	1.1
滞納繰越分	1,056,532	△ 1.4	152,174	△ 18.9	14.40	1,055,826	△ 0.1	162,620	6.9
3 軽自動車税	391,641	2.6	367,542	2.2	93.85	407,064	3.9	379,917	3.4
現年課税分	373,007	2.7	363,242	2.3	97.38	385,504	3.4	375,112	3.3
滞納繰越分	18,634	△ 0.2	4,300	△ 2.5	23.08	21,560	15.7	4,805	11.7
4 市たばこ税	1,467,838	1.5	1,467,838	1.5	100.00	1,433,894	△ 2.3	1,433,894	△ 2.3
現年課税分	1,467,838	1.5	1,467,838	1.5	100.00	1,433,894	△ 2.3	1,433,894	△ 2.3
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5 特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	—	—	—
現年課税分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6 入 湯 税	98,623	△ 3.3	96,141	△ 3.3	97.48	100,291	1.7	100,291	4.3
現年課税分	96,039	△ 4.1	96,039	△ 2.5	100.00	100,291	4.4	100,291	4.4
滞納繰越分	2,584	41.7	102	△ 89.1	3.95	—	—	—	—
7 都 市 計 画 税	1,764,994	△ 6.1	1,621,422	△ 6.5	91.87	1,775,437	0.6	1,632,061	0.7
現年課税分	1,641,737	△ 6.3	1,603,726	△ 6.3	97.68	1,652,272	0.6	1,613,317	0.6
滞納繰越分	123,257	△ 2.7	17,696	△ 19.5	14.36	123,165	△ 0.1	18,744	5.9
国民健康保険税	8,095,216	0.1	6,235,413	△ 0.7	77.03	8,491,051	4.9	6,447,807	3.4
現年課税分	6,568,643	0.2	6,059,040	0.2	92.24	6,769,637	3.1	6,248,862	3.1
滞納繰越分	1,526,573	△ 0.7	176,373	△ 25.4	11.55	1,721,414	12.8	198,945	12.8

	平成20年度					平成21年度				
	決算額					決算額				
徴収率	調定額	伸率	収入額	伸率	徴収率	調定額	伸率	収入額	伸率	徴収率
%	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
94.12	38,531,456	△ 1.7	36,122,414	△ 2.1	93.75	36,652,413	△ 4.9	34,190,944	△ 5.3	93.28
98.08	36,498,027	△ 2.2	35,793,965	△ 2.2	98.07	34,560,910	△ 5.3	33,832,239	△ 5.5	97.89
15.75	2,033,429	7.9	328,449	10.7	16.15	2,091,503	2.9	358,705	9.2	17.15
95.25	18,006,827	△ 5.3	17,035,122	△ 6.0	94.60	16,628,307	△ 7.7	15,588,628	△ 8.5	93.75
98.20	17,239,940	△ 6.0	16,898,627	△ 6.1	98.02	15,761,433	△ 8.6	15,412,525	△ 8.8	97.79
16.19	766,887	12.2	136,495	23.4	17.80	866,874	13.0	176,103	29.0	20.31
92.53	16,827,095	2.1	15,566,328	2.1	92.51	16,422,977	△ 2.4	15,170,962	△ 2.5	92.38
97.81	15,714,512	1.9	15,398,925	2.1	97.99	15,345,021	△ 2.4	15,013,224	△ 2.5	97.84
15.40	1,112,583	5.4	167,403	2.9	15.05	1,077,956	△ 3.1	157,738	△ 5.8	14.63
93.33	421,246	3.5	391,422	3.0	92.92	433,851	3.0	403,987	3.2	93.12
97.30	397,015	3.0	385,944	2.9	97.21	408,867	3.0	397,396	3.0	97.19
22.29	24,231	12.4	5,478	14.0	22.61	24,984	3.1	6,591	20.3	26.38
100.00	1,379,636	△ 3.8	1,379,636	△ 3.8	100.00	1,309,465	△ 5.1	1,309,465	△ 5.1	100.00
100.00	1,379,636	△ 3.8	1,379,636	△ 3.8	100.00	1,309,465	△ 5.1	1,309,465	△ 5.1	100.00
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100.00	95,160	△ 5.1	95,032	△ 5.2	99.87	91,671	△ 3.7	91,616	△ 3.6	99.94
100.00	95,160	△ 5.1	95,032	△ 5.2	99.87	91,544	△ 3.8	91,489	△ 3.7	99.94
—	—	—	—	—	—	127	100.0	127	100.0	100.00
91.92	1,801,492	1.5	1,654,874	1.4	91.86	1,766,142	△ 2.0	1,626,286	△ 1.7	92.08
97.64	1,671,764	1.2	1,635,801	1.4	97.85	1,644,580	△ 1.6	1,608,140	△ 1.7	97.78
15.22	129,728	5.3	19,073	1.8	14.70	121,562	△ 6.3	18,146	△ 4.9	14.93
75.94	6,922,556	△ 18.5	4,874,990	△ 24.4	70.42	7,312,021	5.6	5,020,758	3.0	68.66
92.31	5,218,156	△ 22.9	4,690,673	△ 24.9	89.89	5,520,033	5.8	4,848,967	3.4	87.84
11.56	1,704,400	△ 1.0	184,317	△ 7.4	10.81	1,791,988	5.1	171,791	△ 6.8	9.59

3 21年度市税の収納実績

税 目		調 定 額			収
		現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合 計 (C)	現年課税分 (D)
合 計		千円 34,560,910	千円 2,091,503	千円 36,652,413	千円 33,832,239
普 通 税	計	32,824,786	1,969,814	34,794,600	32,132,610
	1 市 民 税	15,761,433	866,874	16,628,307	15,412,525
	(1) 個 人 均 等 割	332,057	19,713	351,770	322,249
	(2) 個 人 所 得 割	12,338,987	735,587	13,074,574	12,024,443
	(上記のうち退職所得分)	109,651	—	109,651	109,651
	(3) 法 人 均 等 割	1,096,766	39,597	1,136,363	1,088,064
	(4) 法 人 税 割	1,993,623	71,977	2,065,600	1,977,769
	2 固 定 資 産 税	15,345,021	1,077,956	16,422,977	15,013,224
	(1) 純 固 定 資 産 税	15,203,833	1,077,956	16,281,789	14,872,036
	ア 土 地	5,814,671	412,262	6,226,933	5,687,067
	イ 家 屋	6,694,678	474,654	7,169,332	6,549,644
	ウ 償 却 資 産	2,694,484	191,040	2,885,524	2,635,325
	(2) 交 付 金 及 び 納 付 金	141,188	—	141,188	141,188
	3 軽 自 動 車 税	408,867	24,984	433,851	397,396
	4 市 た ば こ 税	1,309,465	—	1,309,465	1,309,465
5 特 別 土 地 保 有 税	—	—	—	—	
(1) 保 有 分	—	—	—	—	
(2) 取 得 分	—	—	—	—	
(3) 遊 休 土 地 分	—	—	—	—	
目 的 税	計	1,736,124	121,689	1,857,813	1,699,629
	1 入 湯 税	91,544	127	91,671	91,489
	2 都 市 計 画 税	1,644,580	121,562	1,766,142	1,608,140
	(1) 土 地	880,330	65,071	945,401	860,837
(2) 家 屋	764,250	56,491	820,741	747,303	
国民健康保険税		5,520,033	1,791,988	7,312,021	4,848,967

入 額		徴 収 率			
滞納繰越分 (E)	合 計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合 計 (F)/(C)×100	前年度 (F)/(C)×100
千円	千円	%	%	%	%
358,705	34,190,944	97.89	17.15	93.28	93.75
340,432	32,473,042	97.89	17.28	93.33	93.82
176,103	15,588,628	97.79	20.31	93.75	94.60
4,244	326,493	97.05	21.53	92.81	93.56
158,375	12,182,818	97.45	21.53	93.18	93.70
—	109,651	100.00	—	100.00	100.00
4,785	1,092,849	99.21	12.08	96.17	97.36
8,699	1,986,468	99.20	12.09	96.17	97.34
157,738	15,170,962	97.84	14.63	92.38	92.51
157,738	15,029,774	97.82	14.63	92.31	92.45
60,319	5,747,386	97.81	14.63	92.30	92.44
69,468	6,619,112	97.83	14.64	92.33	92.45
27,951	2,663,276	97.80	14.63	92.30	92.44
—	141,188	100.00	—	100.00	100.00
6,591	403,987	97.19	26.38	93.12	92.92
—	1,309,465	100.00	—	100.00	100.00
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
18,273	1,717,902	97.90	15.02	92.47	92.26
127	91,616	99.94	100.00	99.94	99.87
18,146	1,626,286	97.78	14.93	92.08	91.86
9,714	870,551	97.79	14.93	92.08	91.86
8,432	755,735	97.78	14.93	92.08	91.86
171,791	5,020,758	87.84	9.59	68.66	70.42

4 市税負担状況調

区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	税額 円	伸率 %								
人口一人当たり										
市税総額	148,466	△ 1.0	150,793	1.6	163,852	8.7	160,449	△ 2.1	142,333	△ 11.3
市民税個人	41,691	0.1	45,223	8.5	54,994	21.6	56,554	2.8	52,184	△ 7.7
純固定資産税	70,055	1.0	66,342	△ 5.3	67,015	1.0	68,473	2.2	62,614	△ 8.6
その他の税	36,720	△ 5.8	39,228	6.8	41,843	6.7	35,422	△ 15.3	27,535	△ 22.3
一世帯当たり										
市税総額	373,269	△ 1.1	375,621	0.6	406,467	8.2	394,864	△ 2.9	351,550	△ 11.0
市民税個人	104,818	0.0	112,651	7.5	136,424	21.1	139,179	2.0	128,889	△ 7.4
純固定資産税	176,131	0.9	165,255	△ 6.2	166,244	0.6	168,510	1.4	154,652	△ 8.2
その他の税	92,320	△ 5.9	97,715	5.8	103,799	6.2	87,174	△ 16.0	68,010	△ 22.0

備考 税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

Ⅲ 市県民税

1 年度別納税義務者調

(1) 市民税(個人)

区 分		20 年 度	21 年 度	22 年 度
		人	人	人
合 計	納 税 義 務 者 数	109,696	109,457	113,989
	均 等 割 の み	6,914	7,212	8,281
	所 得 割 の み	0	0	0
	均 等 割 ・ 所 得 割 合 算	102,782	102,245	105,708
特 別	納 税 義 務 者 数	61,279	60,341	64,058
	給 均 等 割 の み	1,335	1,383	1,665
	与 所 得 割 の み	0	0	0
	均 等 割 ・ 所 得 割 合 算	59,944	58,958	62,393
徴 収	納 税 義 務 者 数		15,403	16,604
	年 均 等 割 の み		1,833	2,092
	金 所 得 割 の み			0
	均 等 割 ・ 所 得 割 合 算		13,570	14,512
普 通 徴 収	納 税 義 務 者 数	48,417	49,116	33,327
	均 等 割 の み	5,579	5,829	4,524
	所 得 割 の み	0	0	0
	均 等 割 ・ 所 得 割 合 算	42,838	43,287	28,803
特 別 徴 収 義 務 者	給 与	6,056	6,051	6,152
	年 金		9	9

備考 課税状況の調2・3表によります。(平成21年度より年金からの特別徴収が開始)

(2) 県民税(個人)

区 分	20 年 度	21 年 度	22 年 度
	人	人	人
納 税 義 務 者 数	109,700	109,356	113,800
均 等 割 の み	6,951	7,268	8,344
所 得 割 の み	0	0	0
均 等 割 ・ 所 得 割 合 算	102,749	102,088	105,456

2 年度別課税額の調

(1) 市民税(個人)

区 分		20 年 度	21 年 度	22 年 度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 214,511,012	千円 209,358,897	千円 200,871,873
	所 得 割	12,317,247	12,085,882	11,514,069
	均 等 割	329,100	328,371	341,967
	計	12,646,347	12,414,253	11,856,036
特 別 徴 収	課 税 所 得 金 額	150,413,542	147,289,210	148,827,698
	所 得 割	8,663,577	8,393,151	8,637,383
	均 等 割	183,837	181,029	233,396
	計	8,847,414	8,574,180	8,870,779
普 通 徴 収	課 税 所 得 金 額	64,097,470	62,069,687	52,044,175
	所 得 割	3,653,670	3,692,731	2,876,686
	均 等 割	145,263	147,342	108,571
	計	3,798,933	3,840,073	2,985,257

(2) 県民税(個人)

区 分		20 年 度	21 年 度	22 年 度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 214,511,012	千円 209,358,897	千円 200,871,873
	所 得 割	8,209,129	8,055,181	7,674,026
	均 等 割	164,551	164,185	170,984
	計	8,373,680	8,219,366	7,845,010
特 別 徴 収	課 税 所 得 金 額	150,413,542	147,289,210	148,827,698
	所 得 割	5,774,564	5,594,381	5,756,949
	均 等 割	91,919	90,514	116,676
	計	5,866,483	5,684,895	5,873,625
普 通 徴 収	課 税 所 得 金 額	64,097,470	62,069,687	52,044,175
	所 得 割	2,434,565	2,460,800	1,917,077
	均 等 割	72,632	73,671	54,308
	計	2,507,197	2,534,471	1,971,385

備考 6月末現在の現年課税分(平成22年度は特別徴収に年金特別徴収分を含む)

3 所得区分による課税状況

(1) 年度別所得割納税義務者数

区 分	20 年 度		21 年 度		22 年 度	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
給 与 所 得 者	81,889	79.7	82,158	80.4	84,558	80.0
営 業 等 所 得 者	4,192	4.1	3,966	3.9	3,950	3.7
農 業 所 得 者	439	0.4	331	0.3	362	0.3
そ の 他 の 所 得 者	15,406	15.0	15,222	14.9	16,318	15.4
譲渡所得者等の所得者	856	0.8	568	0.6	520	0.5
合 計	102,782	100.0	102,245	100.0	105,708	100.0

(2) 年度別所得割額

区 分	20 年 度		21 年 度		22 年 度	
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比
給 与 所 得 者	10,235,960	83.1	10,201,231	84.4	9,639,539	83.7
営 業 等 所 得 者	537,395	4.4	507,618	4.2	508,055	4.4
農 業 所 得 者	36,092	0.3	30,419	0.3	30,028	0.3
そ の 他 の 所 得 者	1,148,289	9.3	1,090,397	9.0	1,105,299	9.6
譲渡所得者等の所得者	359,510	2.9	256,217	2.1	231,148	2.0
合 計	12,317,246	100.0	12,085,882	100.0	11,514,069	100.0
(平 均 税 率)	6.0		6.0		6.0	

備考 課税状況の調第5表～第12表によります。

4 22年度課税状況調(当初)

所得者区分	区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者	
		人員	均等割額	人員	所得割額
給与所得者		4,388	13,164	0	0
営業等所得者		925	2,775	0	0
農業所得者		163	489	0	0
その他の所得者		2,805	8,415	0	0
家屋敷等のみ		0	0		
合計		8,281	24,843	0	0
平成21年度		7,212	21,636	0	0

備考 課税状況の調第2表によります。

5 22年度課税所得の状況

(1) 課税標準段階別所得

課税標準段階	区分	納税義務者数	総所得金額等(山林所得含)	先物取引に係る雑所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等に係る譲渡所得	所得合計額
10万円以下		4,491	3,130,152	882	1,842,752	519	35,793	5,010,098
10万円～100万円		37,790	54,006,456	803	703,309	0	20,527	54,731,095
100万円～200万円		32,388	80,717,712	481	377,828	11,395	12,926	81,120,342
200万円～300万円		14,675	55,860,882	5,285	179,901	0	28,202	56,074,270
300万円～400万円		7,653	39,126,048	807	274,664	0	8,394	39,409,913
400万円～550万円		4,420	28,182,023	0	104,594	11,338	85,289	28,383,244
550万円～700万円		1,532	12,308,342	19,125	197,992	0	519	12,525,978
700万円～1,000万円		1,299	13,267,187	0	257,902	5,530	30,360	13,560,979
1,000万円を超える金額		1,460	29,019,990	157	217,023	1,985	146,866	29,386,021
合計		105,708	315,618,792	27,540	4,155,965	30,767	368,876	320,201,940

備考 課税状況の調第12表によります。

均等割と所得割のみを納める者			合 計	
人 員	均等割額	所得割額	人 員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
84,698	254,094	9,691,764	89,086	9,959,022
3,966	11,898	517,423	4,891	532,096
363	1,089	30,180	526	31,758
16,681	50,043	1,274,702	19,486	1,333,160
			0	0
105,708	317,124	11,514,069	113,989	11,856,036
102,245	306,735	12,085,882	109,457	12,414,253

6 法人市民税の課税状況

(1) 年度別均等割納税義務者数

区 分		年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度
資本金等の額	従業員数		社	社	社	社
1千万円以下	50人以下		5,467	5,479	5,727	5,741
1千万円以下	50人超		45	45	39	37
1千万円超1億円以下	50人以下		1,395	1,373	1,372	1,369
1千万円超1億円以下	50人超		118	119	119	116
1億円超10億円以下	50人以下		424	420	412	408
1億円超10億円以下	50人超		60	56	52	52
10億円超	50人以下		605	605	610	614
10億円超50億円以下	50人超		12	15	17	17
50億円超	50人超		51	44	49	52
合 計			8,177	8,156	8,397	8,406
伸 率			0.0 %	△ 0.3 %	3.0 %	1.0 %

備考 区分は地方税法第312条で定める区分
各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)
22年度は6月末現在の数値

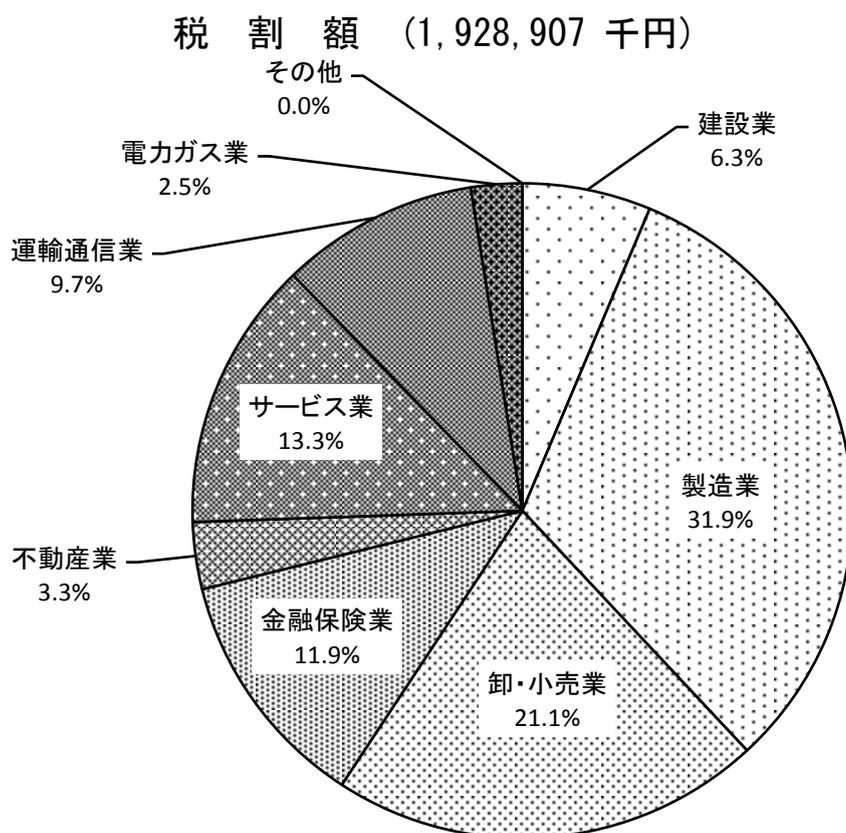
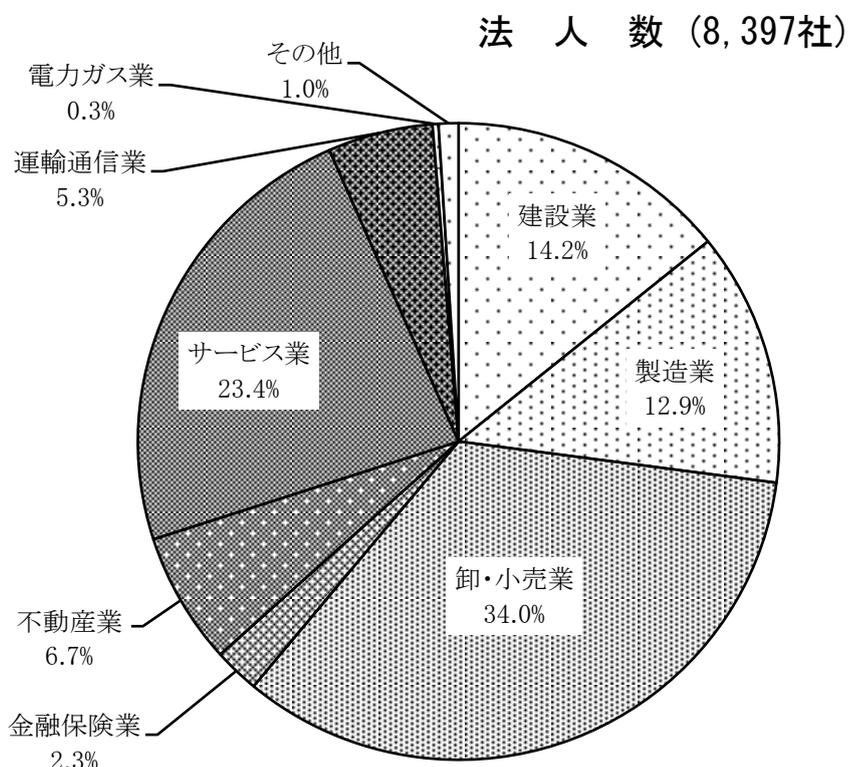
(2) 年度別調定額

(千円)

区 分		18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度
現年度分	税 割	3,937,566	4,426,013	3,174,715	1,928,907
	均等割	1,151,750	1,151,721	1,123,460	1,090,209
	計	5,089,316	5,577,734	4,298,175	3,019,116
過年度分	税 割	91,594	218,420	69,284	64,570
	均等割	5,094	10,278	7,842	5,596
	計	96,688	228,698	77,126	70,166
合 計	税 割	4,029,160	4,644,433	3,243,999	1,993,477
	均等割	1,156,844	1,161,999	1,131,302	1,095,805
	計	5,186,004	5,806,432	4,375,301	3,089,282
	伸 率	14.0 %	12.0 %	△ 24.6 %	△ 29.4 %

備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 平成22年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)



(4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農 業	林 業	鉱 業	建 設 業
10	19.5	104.7	18.3	14.9	674.6	5.2	△ 34.4
	5,955,643	134,694	5,820,949	2,000	2,587	1,049	323,727
11	△ 30.3	△ 28.7	△ 30.4	△ 30.5	81.6	6.8	△ 18.9
	4,148,468	96,001	4,052,467	1,390	4,697	1,120	262,476
12	△ 1.1	21.3	△ 1.6	43.7	△ 30.0	△ 14.2	10.9
	4,104,770	116,413	3,988,357	1,998	3,289	961	290,969
13	△ 7.0	△ 33.2	△ 6.2	△ 18.6	40.3	△ 74.6	△ 30.6
	3,819,101	77,785	3,741,316	1,626	4,616	244	201,817
14	△ 25.7	67.9	△ 27.6	0.4	△ 77.4	78.7	△ 24.0
	2,837,658	130,635	2,707,023	1,633	1,045	436	153,422
15	5.9	△ 49.9	8.6	△ 64.9	305.9	△ 78.9	△ 16.2
	3,004,176	65,474	2,938,702	573	4,242	92	128,557
16	10.9	△ 11.8	11.4	62.1	△ 2.1	1430.4	△ 14.6
	3,331,423	57,753	3,273,670	929	4,153	1,408	109,733
17	1.1	△ 13.7	1.4	△ 47.7	△ 31.1	△ 91.5	6.0
	3,368,793	49,831	3,318,962	486	2,862	120	116,284
18	19.6	83.8	18.6	153.3	△ 85.1	1047.5	41.3
	4,029,160	91,594	3,937,566	1,231	426	1,377	164,331
19	15.3	138.5	12.4	40.6	165.7	△ 71.7	8.0
	4,644,433	218,420	4,426,013	1,731	1,132	390	177,508
20	△ 30.2	△ 68.3	△ 28.3	1.5	△ 18.1	△ 68.7	△ 12.7
	3,243,999	69,284	3,174,715	1,757	927	122	154,930
21	△ 38.5	△ 6.8	△ 39.2	86.6	△ 69.0	711.5	△ 21.1
	1,993,622	64,569	1,929,053	3,278	287	990	122,287

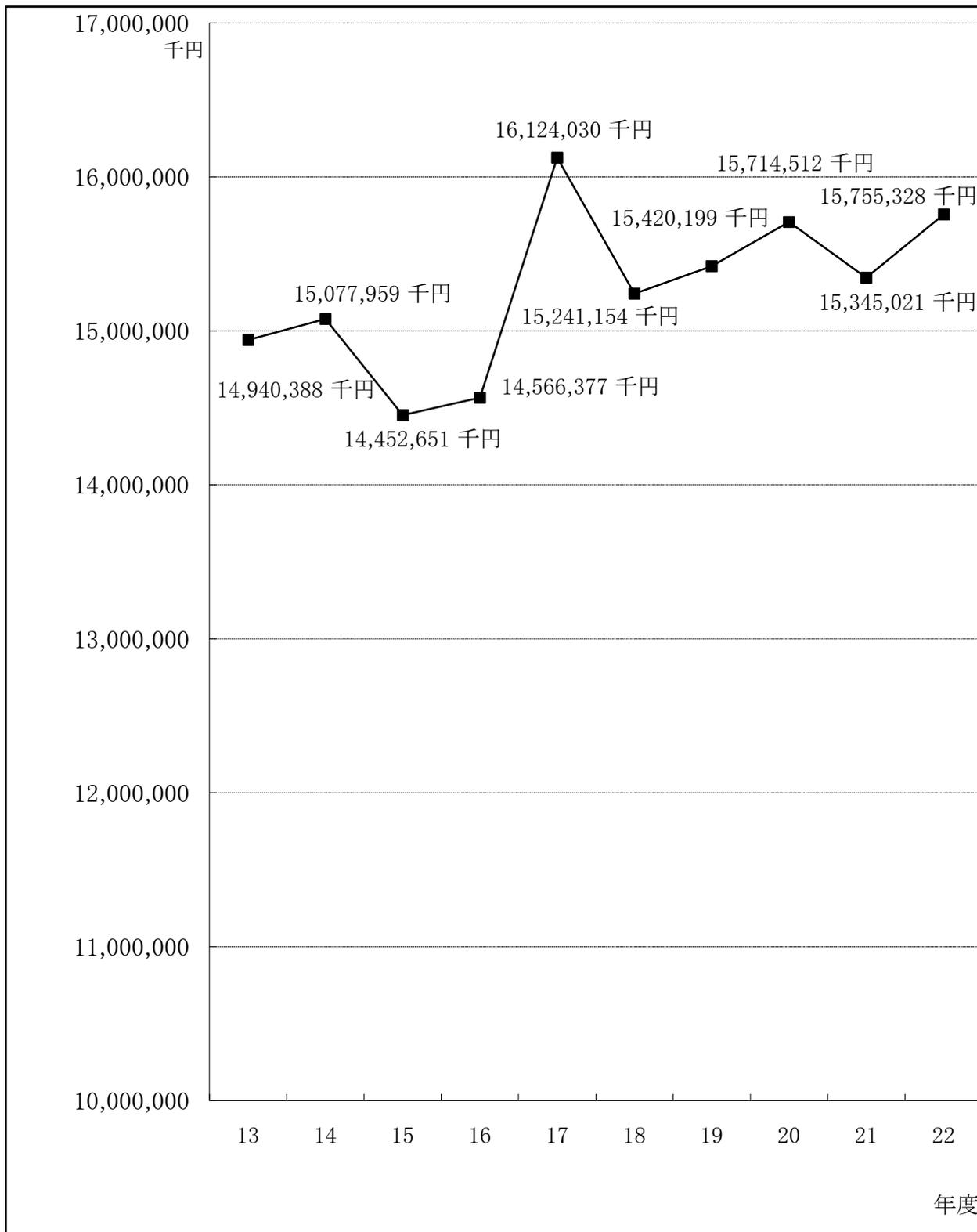
上段 前年対比伸率 %
下段 決算額 千円

製造業	卸小売業	金融業	不動産業	運輸業 通信業	電力業 ガス業	サービス業
42.2	△ 23.2	61.3	△ 2.0	△ 39.2	96.7	0.2
2,362,395	721,284	1,640,964	78,637	149,341	118,693	420,272
△ 38.8	△ 0.5	△ 52.5	△ 16.8	59.4	△ 11.7	3.0
1,444,999	717,406	779,134	65,412	238,093	104,803	432,937
△ 5.5	3.5	0.1	36.5	△ 17.7	9.0	△ 6.6
1,365,192	742,247	779,899	89,320	195,923	114,197	404,362
△ 3.6	10.5	△ 22.3	△ 35.5	△ 24.3	11.5	13.3
1,315,577	819,906	606,268	57,621	148,258	127,323	458,058
△ 37.4	△ 26.3	△ 44.0	△ 7.8	7.4	23.7	△ 9.9
823,534	604,536	339,378	53,153	159,266	157,513	412,923
10.1	12.8	5.0	19.4	33.7	△ 10.8	7.2
907,018	681,981	356,335	63,474	212,948	140,514	442,850
25.2	△ 1.2	38.9	△ 17.0	△ 16.4	41.1	△ 4.3
1,135,967	673,716	494,784	52,694	177,934	198,252	423,980
△ 13.3	△ 0.7	42.4	△ 4.8	50.7	△ 1.2	△ 23.0
985,041	668,972	704,521	50,144	268,090	195,840	326,495
32.9	19.2	11.1	18.7	20.4	△ 18.8	4.0
1,309,172	797,302	782,734	59,511	322,756	159,093	339,533
13.2	△ 6.0	17.3	110.6	△ 3.9	7.5	44.1
1,482,424	749,130	917,819	125,358	310,041	171,061	489,319
△ 38.4	△ 7.0	△ 35.6	△ 30.4	△ 19.1	△ 47.8	△ 20.5
912,892	696,562	591,218	87,220	250,825	89,241	388,940
△ 33.0	△ 94.2	△ 61.2	△ 26.0	△ 25.1	△ 45.4	△ 33.9
611,387	40,684	229,569	64,567	187,758	48,736	257,243

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの。

IV 固定資産税

1 固定資産税の年度別調定額



- (注) 1 22年度は7月末調定の数値
2 調定額は、純固定資産税と交付金及び納付金の合計

2 固定資産税の区分別調定額の調

(1) 純固定資産税

区 分		19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度
課 税 標 準 額	土 地	419,487,744千円	417,834,224千円	416,848,952千円	427,299,984千円
	家 屋	494,540,788	512,865,188	495,993,997	528,350,547
	償 却 資 産	195,354,722	201,336,085	192,356,864	181,762,596
	計	1,109,383,254	1,132,035,497	1,105,199,813	1,137,413,127
税 額	土 地	5,849,233	5,824,626	5,814,671	5,955,573
	家 屋	6,683,104	6,931,819	6,694,678	7,116,471
	償 却 資 産	2,734,174	2,812,879	2,694,484	2,543,735
	計	15,266,511	15,575,715	15,203,833	15,615,779
納 税 義 務 者		81,638人	82,611人	83,384人	90,385人

(注) 1 22年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

(2) 交付金及び納付金

区 分	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度
課 税 標 準 額	10,977,770千円	9,914,127千円	10,084,914千円	9,967,870千円
税 額	153,688	138,797	141,188	139,549
納 税 義 務 者	21人	20人	19人	19人

備考 20年度から税目変更

(3) 固定資産税合計

区 分	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度
課 税 標 準 額	1,120,361,024千円	1,141,949,624千円	1,115,284,727千円	1,147,380,997千円
税 額	15,420,199	15,714,512	15,345,021	15,755,328

3 土地の概要

納税義務者 63,093人

区 分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積 (千㎡)	20	191,481	45,921	30,855	35,200
	21	191,332	45,591	30,815	35,561
	22	207,820	50,259	34,993	38,410
評 価 額 ()内は 課税標準額 (千円)	20	(417,834,224) 1,157,289,714	(13,768,289) 51,627,300	(6,918,569) 42,747,789	(341,167,142) 977,352,792
	21	(416,848,952) 1,135,305,081	(13,306,694) 44,747,017	(7,523,404) 42,518,848	(342,050,250) 966,456,594
	22	(427,299,984) 1,148,467,085	(14,155,134) 42,942,167	(8,296,055) 40,847,095	(350,643,638) 984,829,808
筆 数 (筆)	20	336,588	40,974	47,659	197,319
	21	338,172	40,440	47,623	199,539
	22	362,421	43,327	51,316	215,130
提示平均評価額 ()内は波田分 (円/㎡)	20		143	47	28,209
	21		143	47	27,418
	22		143 (111)	49 (47)	26656 (15, 931)
平均価格 ()内は 最高価格 (円/㎡)	20	5,741	143 (169)	47 (83)	27,628 (310,939)
	21	5,636	143 (169)	47 (83)	2,705 (295,100)
	22	5,486	143 (169)	47 (83)	26,250 (282,409)
	22 (波田分)	2,488	111 (147)	49 (77)	15,716 (27,990)

- 備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く)
 2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値
 3 各年度とも概要調書の数値

鉾泉地	池沼	山林	原野	雜種地
0.487	3,678	60,844	10,234	4,749
0.487	3,670	60,736	10,194	4,765
0.488	3,670	64,956	10,447	5,085
(95,933) 103,834	(119,390) 141,763	(1,664,140) 2,093,108	(439,587) 683,239	(53,661,174) 82,539,889
(86,453) 88,411	(109,635) 127,622	(1,646,495) 2,019,010	(452,475) 668,060	(51,673,546) 78,679,519
(87,246) 88,507	(108,369) 125,815	(1,743,909) 2,077,668	(449,890) 631,316	(51,815,743) 76,924,709
35	365	26,896	12,417	10,923
35	362	26,936	12,181	11,056
36	360	28,198	12,446	11,608
		21		
		21		
		20(18)		
213,211 (3,117,643)	39 (38,774)	21 (35)	62 (47,748)	17,378 (262,000)
181,542 (2,672,265)	35 (11,375)	20 (35)	61 (47,044)	16,502 (252,000)
181,542 (2,672,265)	34 (10,904)	20 (35)	58 (45,900)	15,978 (241,000)
96,000 (95,857)		19 (30)	11 (3,338)	3,210 (26,510)

4 家屋の概要

納税義務者数 68,018人

区 分	年 度	棟 数	床 面 積
総 数	20	112,855	16,813 千㎡
	21	112,877	16,952
	22	122,389	18,002
木 造	20	81,098	8,802
	21	80,997	8,836
	22	87,958	9,585
非 木 造	20	31,757	8,011
	21	31,880	8,116
	22	34,431	8,417

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

5 償却資産の概要

納税義務者数 個人 377人
法人 2,377人

区 分	年 度	決 定 価 格
総 数	20	201,336,085 千円
	21	192,356,864
	22	181,762,596
構 築 物	20	22,328,748
	21	22,637,474
	22	23,325,558
機 械 及 び 装 置	20	80,924,521
	21	69,712,088
	22	62,726,218
船 舶	20	2,727
	21	2,377
	22	2,366
航 空 機	20	16,354
	21	22,058
	22	18,937
車 両 及 び 運 搬 具	20	628,485
	21	987,738
	22	802,931
工 具 器 具 及 び 備 品	20	33,878,235
	21	33,387,650
	22	28,982,854
法 第 389 条 関 係 分 (配 分)	20	63,444,015
	21	65,607,479
	22	65,903,732

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

評 価 額	提示平均価格	平 均 価 格
512,865,188 千円	㎡当り	㎡当り 30,577 円
495,993,997		29,495
528,350,547		29,434
149,972,607	16,621	17,178
139,624,145	15,794	16,255
158,976,979	16,242	16,737
362,892,581	45,296	45,300
356,369,852	44,009	43,910
369,373,568	43,638	43,884

課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
200,834,428 千円	1,187,144 千円	135,185,008 千円
189,469,050	993,342	124,644,145
180,863,496	982,505	113,544,045
21,823,445	291,853	21,531,592
22,211,978	251,040	21,960,938
22,979,300	176,942	22,802,358
80,090,634	827,423	79,263,211
69,069,105	698,950	68,370,155
61,774,019	771,948	61,002,071
2,727	0	2,727
2,377	0	2,377
2,366	0	2,366
16,354	0	16,354
22,058	0	22,058
18,937	0	18,937
627,842	642	627,200
987,276	463	986,813
802,598	333	802,265
33,811,150	67,226	33,743,924
33,344,693	42,889	33,301,804
28,949,330	33,282	28,916,048
64,462,276	—	—
63,831,563	—	—
66,336,946	—	—

6 年度別新增分家屋

区 分		20 年 度	21 年 度	22 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数(棟)	839	684	672
		床 面 積(m ²)	107,540	89,817	88,031
		決定価格(千円)	5,257,122	4,357,223	4,280,234
	その他	棟 数(棟)	138	160	182
		床 面 積(m ²)	18,105	17,142	15,943
		決定価格(千円)	810,276	706,981	652,253
木造以外の屋	棟 数(棟)	473	374	324	
	床 面 積(m ²)	155,854	144,350	114,522	
	決定価格(千円)	12,963,452	11,947,155	10,310,092	
合 計	棟 数(棟)	1,450	1,218	1,178	
	床 面 積(m ²)	281,499	251,309	218,496	
	決定価格(千円)	19,030,850	17,011,359	15,242,579	

備考 各年度とも概要調書の数値

7 年度別減少分家屋

区 分		20 年 度	21 年 度	22 年 度	
木造家屋	専用住宅	棟 数(棟)	677	614	545
		床 面 積(m ²)	42,071	40,540	34,691
		決定価格(千円)	372,848	367,367	309,755
	その他	棟 数(棟)	593	556	452
		床 面 積(m ²)	34,316	31,111	21,610
		決定価格(千円)	161,088	128,745	68,014
木造以外の屋	棟 数(棟)	301	262	309	
	床 面 積(m ²)	36,701	32,768	53,035	
	決定価格(千円)	828,431	1,219,438	1,226,047	
合 計	棟 数(棟)	1,571	1,432	1,306	
	床 面 積(m ²)	113,088	104,419	109,336	
	決定価格(千円)	1,362,367	1,715,550	1,603,816	

備考 各年度とも概要調書の数値

V 諸税・その他

1 市たばこ税

区 分	19 年 度	20 年 度	21 年 度
消 費 本 数	438,374 千本	421,693 千本	399,423 千本
調 定 額	1,433,894 千円	1,379,636 千円	1,309,465 千円

備考 18年度に税率改正

2 特別土地保有税

土地投機の抑制及び土地供給の促進を目的として、昭和48年度に創設。平成15年度より課税停止

3 入湯税

区 分	19 年 度	20 年 度	21 年 度
課 税 人 員	867,132 人	809,725 人	769,099 人
調 定 額	100,291 千円	95,160 千円	91,544 千円

4 都市計画税

区 分	20 年 度	21 年 度	22 年 度	
課 標 準 税 額	土 地	443,957,410 千円	442,093,831 千円	436,431,933 千円
	家 屋	395,438,663 千円	383,728,231 千円	393,542,357 千円
	計	839,396,073 千円	825,822,062 千円	829,974,290 千円
調 定 額	1,671,764 千円	1,644,580 千円	1,652,500 千円	
納 税 義 務 者 数	55,025 人	55,684 人	56,475 人	

備考 22年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

5 国民健康保険税

区 分	20 年 度	21 年 度	22 年 度
調 定 額	5,103,116 千円	5,349,707 千円	5,656,691 千円
6割軽減対象世帯数	34,090 世帯	34,500 世帯	36,573 世帯
			7割軽減対象世帯数 8,790 世帯
	7,560 世帯	7,756 世帯	5割軽減対象世帯数 1,889 世帯
	4割軽減対象世帯数	1,507 世帯	1,556 世帯
		2割軽減対象世帯数 4,597 世帯	

備考 各年度とも当初調定の数値（介護納付金含む）

6 軽自動車税

区 分		年度	賦 課 期 日 現 在 台 数			
			一 般	官 公 署	計 (1)	
総 数		20	85,009 台	456 台	85,465 台	
		21	86,392	440	86,832	
		22	94,280	460	94,740	
原 動 機 付 自 転 車	50 cc 以下 (電気動力も含む)	20	13,841	51	13,892	
		21	13,535	50	13,585	
		22	13,837	51	13,888	
	90 cc 以下	20	1,276	29	1,305	
		21	1,256	24	1,280	
		22	1,289	23	1,312	
	125 cc 以下	20	818	7	825	
		21	849	7	856	
		22	966	11	977	
	ミニカー	20	84	0	84	
		21	115	0	115	
		22	143	0	143	
軽自動車及び小型特殊自動車	二 輪 車 (125ccを超え250cc未満)	20	3,181	8	3,189	
		21	3,219	9	3,228	
		22	3,423	9	3,432	
	三 輪 車	20	3	0	3	
		21	4	0	4	
		22	4	0	4	
	四 乗 用 車	営 業 用	20	0	0	0
			21	0	0	0
			22	0	0	0
		自 家 用	20	37,702	63	37,765
			21	39,500	64	39,564
			22	44,195	77	44,272
	貨 物 用 車	営 業 用	20	552	0	552
			21	545	0	545
			22	604	0	604
		自 家 用	20	21,390	257	21,647
			21	21,192	249	21,441
			22	22,887	252	23,139
	雪 上 用	20	2	0	2	
		21	2	0	2	
		22	5	0	5	
	農 耕 用	20	2,674	12	2,686	
		21	2,673	7	2,680	
		22	3,159	7	3,166	
小 型 特 殊 (電気動力含む)	20	395	11	406		
	21	379	11	390		
	22	397	11	408		
二 輪 小 型 (250ccを超える)	20	3,091	18	3,109		
	21	3,123	19	3,142		
	22	3,371	19	3,390		

備考 課税状況の調第33表によります。

非課税台数 官公署分(2)	課税免除台数 身障減免等(3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調 定 額
456 台	807 台	84,202 台	396,979 千円
440	889	85,503	408,460
460	985	93,295	451,458
51	27	13,814	13,814
50	25	13,510	13,510
51	24	13,813	13,813
29	6	1,270	1,524
24	5	1,251	1,501
23	3	1,286	1,543
7	0	818	1,309
7	0	849	1,358
11	0	966	1,546
0	0	84	210
0	0	115	288
0	0	143	358
8	1	3,180	7,632
9	2	3,217	7,721
9	2	3,421	8,210
0	0	3	9
0	0	4	12
0	0	4	12
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
63	502	37,200	267,840
64	583	38,917	280,203
77	683	43,512	313,286
0	5	547	1,641
0	5	540	1,620
0	6	598	1,794
257	266	21,124	84,496
249	269	20,923	83,692
252	267	22,620	90,480
0	0	2	5
0	0	2	5
0	0	5	12
12	0	2,674	4,278
7	0	2,673	4,277
7	0	3,159	5,054
11	0	395	1,857
11	0	379	1,781
11	0	397	1,866
18	0	3,091	12,364
19	0	3,123	12,492
19	0	3,371	13,484

7 利子割交付金

区 分	19 年 度	20 年 度	21 年 度
長 野 県 全 体	1,268,591 千円	1,280,224 千円	1,182,986 千円
松 本 市	153,574 千円	154,029 千円	147,836 千円
按 分 率 3 月 ~ 7 月 分	12.14001 %	12.08530 %	11.99086 %
8 月 ~ 2 月 分	12.08530 %	11.99086 %	11.96472 %

8 配当割交付金

区 分	19 年 度	20 年 度	21 年 度
長 野 県 全 体	972,059 千円	369,086 千円	293,107 千円
松 本 市	117,761 千円	44,453 千円	35,771 千円

備考 16年度から交付（按分率は利子割交付金と同）

9 株式等譲渡所得割交付金

区 分	19 年 度	20 年 度	21 年 度
長 野 県 全 体	575,976 千円	135,478 千円	150,644 千円
松 本 市	69,608 千円	16,224 千円	18,990 千円

備考 16年度から交付（按分率は利子割交付金と同）

10 ゴルフ場利用税交付金

区 分	19 年 度	20 年 度	21 年 度
利 用 人 員	68,618 人	68,647 人	65,441 人
交 付 金	43,230 千円	40,460 千円	38,053 千円

11 口座振替納付の状況調(21年度振替済分)

税目	期別	合計 件()数 税 額	全調査に 対する割合	1 期				2 期				3 期				4 期			
				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
市 県 民 税 (普 通 徴 収)		57,996 件	35.0 %	20,280 件	16,299 件	10,631 件	10,786 件	900,260 千円	673,734 千円	532,143 千円	536,418 千円								
		2,642,555 千円	46.4 %																
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税		176,631 件	54.1 %	49,899 件	41,904 件	42,553 件	42,275 件												
		8,022,752 千円	49.1 %	2,702,200 千円	1,785,991 千円	1,773,569 千円	1,760,992 千円												
軽自動車税 (全 期)		20,855 人	35.6 %	20,855 人															
		87,335 千円	22.0 %	87,335 千円															

税目	期別	合計 件 数 税 額	全調査に 対する割合	1 期				2 期				3 期				4 期				5 期				6 期				7 期				8 期				9 期			
				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4				
国民健康保険税		124,476 件	38.3 %	14,050 件	14,241 件	14,201 件	13,802 件	13,756 件	13,816 件	13,372 件	13,687 件	13,551 件																											
		2,596,522 千円	47.0 %	343,752 千円	288,026 千円	287,033 千円	281,127 千円	280,150 千円	282,074 千円	272,244 千円	281,541 千円	280,575 千円																											

12 市税の徴収に要する経費

区 分		19 年 度	20 年 度	21 年 度
税 収 入 額	1 市 税	36,905,946 千円	36,122,414 千円	34,190,944 千円
	2 個 人 県 民 税	7,771,998	8,347,773	8,674,459
	3 計	44,677,944	44,470,187	42,865,403
市税及び個人県民税に係る徴収費	4 基 本 給	336,971	341,694	320,416
	5 諸 手 当	203,363	212,063	182,716
	(1) 超 過 勤 務 手 当	20,648	24,011	16,400
	(2) 税 務 特 別 手 当	572	409	292
	(3) そ の 他 の 手 当	182,143	187,643	166,024
	6 そ の 他	108,333	108,342	115,696
	7 小 計	648,667	662,099	618,828
	8 旅 費	1,162	1,051	724
	9 賃 金	4,694	4,962	4,986
	10 そ の 他	322,143	242,068	232,593
	11 小 計	327,999	248,081	238,303
	12 前 納 報 奨 金 ・ そ の 他	92	100	100
	13 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	0	0	0
	14 納 税 報 奨 金 等	0	0	0
	15 小 計	92	100	100
	16 そ の 他	2,231	3,914	4,003
	17 合 計	978,989	914,194	861,234
県 民 税 徴 収 取 扱 費	18 納 税 通 知 書 数 に よ る 金 額	205	-	
	19 納 税 義 務 者 数 に よ る 金 額	442,512	440,676	363,215
	20 徴 収 額 に よ る 金 額	54,261	-	
	21 平 成 18 年 度 課 税 以 前 の 滞 納 繰 越 分 に よ る 金 額	20,820	2,043	
	22 配 当 割 額 ・ 株 式 譲 渡 所 得 割 額 控 除 に よ る 還 付 ・ 充 当 金 額	899	1,118	
	23 合 計	518,697	443,837	363,215
24 市 税 に 係 る 徴 収 費 (17-23)		460,292	470,357	498,019
市税及び個人県民税に係る徴収経費(百円当たり)		2.2 円	2.1 円	2.0 円
市 税 に 係 る 徴 収 経 費 (百円当たり)		1.2 円	1.3 円	1.5 円

備考 各年度とも課税状況の調第39表によります

12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止

県民税徴収取扱費は平成20年度から納税義務者数により算定

13 証明・閲覧に関する調

(1) 平成21年度証明閲覧手数料

区 分	手 数 料		備 考
租税・公課に関する証明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
土地・家屋に関する証明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
住宅用家屋証明	1件	1,300円	
土地台帳の閲覧	1冊	300円	
公図の複写交付	1件	300円	1件増すごとに100円加算

(2) 税証明取扱状況

(単位 件)

種別 年度	所得及 税額証	営業証 (法人)	納税証 (一般)	納税証 (車検用)	資産に関 する証明 (土地・家屋等)	資産に 関する証 明(加算)	車庫証明	登記用 通知	合 計
19	39,540 (8,252)	823	6,374	7,318	10,064 (306)	19,082 (242)	0	9,144	92,345
20	42,339 (9,440)	616	6,545	7,742	9,703 (296)	18,843 (194)	0	9,156	94,944
21	42,666 (9,676)	524	6,849	7,945	9,875 (358)	19,196 (573)	0	10,327	97,382

備考 「所得及び税額証明」「資産に関する証明」の()は内数で無料件数を表示

(3) 閲覧及び公図の写し交付状況

(単位 件)

区分	19 年 度	20 年 度	21 年 度
土地・課税台帳の閲覧	1,608	1,386	1,208
公図の閲覧及び複写	3,162	2,925	4,285

備考 (2)・(3) 証明発行月報 全窓口集計による。

税目	年度		20				
	区分						
収入より	青色専従者	完全給与額					
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円					
控除	給与所得控除	最低	650,000円				
		最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)				
所得控除	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額					
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額					
	社会保険料	支払った金額の全額					
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金					
	生命保険料	(1) 15,000円以下 支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合 一律35,000円					
	(一般の生命保険料 個人年金保険料)						
	損害保険料	短期契約 最高2,000円、長期契約 最高10,000円、短期及び長期契約 最高 10,000円					
	寄附金	市・県・県共同募金会・日本赤十字社長野県支部に対してなされたもの (総所得金額等×25%)または合計寄附金額のいずれか低い額}－10万円					
	障・老・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者、特別寡婦は300,000円)					
	扶養	一般扶養	330,000円(同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)				
特定・老人扶養		450,000円(特定16歳～22歳)、380,000円(70歳以上)					
同居老親等扶養		450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)					
配偶者		330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)					
配偶者特別	配偶者の所得により30,000円～330,000円						
基礎	330,000円						
個人所得割	均等割	19年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+320,000円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額					
	均等割	3,000円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)					
	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7%					
法人均等割	均等割	資本金等の額	従業員数	旧安曇・奈川・梓川地	旧松本市・四賀地区		
	(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円	60,000円			
	(2) 1千万円以下	50人超	120,000円	144,000円			
	(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円	156,000円			
	(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円	180,000円			
	(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	192,000円			
	(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円	480,000円			
	(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円	492,000円			
	(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	2,100,000円			
	(9) 50億円超	50人以下	410,000円	492,000円			
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円	3,600,000円				
※旧各村区域内(四賀・安曇・奈川・梓川地区)の法人に対して課する市民税の均等割は平成22年4月1日(以下基準日)以前に終了した事業年度分の法人の均等割及び期準日前の解散又は合併による法人の均等割については旧各村の税条例の例による。 ※法人税割は平成17年4月1日以降に終了する事業年度分から。予定・中間申告に際しては平成17年4月1日以降の申告から適用。							
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%	※私券証券投資信託に係るものを除く				
所得割課税の調整措置	{35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+320,000円}－[総所得金額等－{(市民税所得割－税額控除)+(県民税所得割－税額控除)}]=調整額						
非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未成年者のみ。						
公的年金等に係る雑所得の金額							
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合			イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合				
公的年金等の収入額(a)		雑所得の額		公的年金等の収入額(b)		雑所得の額	
130万円未満		(a)－70万円		330万円未満		(b)－120万円	
130万円以上410万円未満		(a)×75%－ 37万5千円		330万円以上410万円未満		(b)×75%－ 37万5千円	
410万円以上770万円未満		(a)×85%－ 78万5千円		410万円以上770万円未満		(b)×85%－ 78万5千円	
770万円以上		(a)×95%－155万5千円		770万円以上		(b)×95%－ 155万5千円	

税目	年度		20						
	区分								
固定資産税	税率	1.4%							
	免税点	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円		
	その他		評価負担水準	課税標準額算出方法			評価負担水準	負担率	
		商業地	70%超	評価額の70%まで引下げ			農地	90%以上	1.025
			60%～70%	前年度課税標準額据え置き				80～90	1.05
		住宅地	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%				70～80	1.075
				評価負担水準	課税標準額算出方法			70未満	1.10
		住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ					
	80%以上100%未満		前年度の課税標準額据え置き						
		80%未満	前年度の課税標準額＋<A>×5% ・上限 <A>×80%						
<p><A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率</p> <p>1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6</p> <p>2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率</p> <p>5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額</p> <p>6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。</p> <p style="text-align: right;">*負担水準＝$\frac{\text{平成19年度課税標準額}}{\text{平成20年度評価額} \times \text{特例}}$</p>									
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車		四輪乗用(営)	5,500円				
		50cc以下	1,000円	(自)	7,200円				
		90cc以下	1,200円	四輪貨物(営)	3,000円				
		125cc以下	1,600円	(自)	4,000円				
		ミニカー	2,500円	イ 小型特殊自動車					
		2. 軽自動車及び小型特殊自動車		専ら雪上を走行するもの	2,400円				
		ア 軽自動車		農耕作業用自動車	1,600円				
	二輪	2,400円	その他の小型特殊自動車	4,700円					
	三輪	3,100円	3. 二輪の小型自動車	4,000円					
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等	$\frac{3,298\text{円}}{1,000\text{本}}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{1,564\text{円}}{1,000\text{本}}$				
	その他	返還に係る製造たばこについても同様							
特別土地保有税	平成15年度から課税停止								
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円								
都市計画税	税率	0.2%							
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの							
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。							
国民健康保険税	地区	区分	所得割	平等割	均等割	最高税額	平成17年度から平成21年度まで(5年間)不均一課税の実施		
								旧松本地区	医療分
	四賀地区	支援金分	2.5%	5,700円	4,800円	120,000円			
		介護分	2.4%	6,300円	5,600円	90,000円			
		医療分	5.3%	16,500円	13,200円	470,000円			
	奈川地区	支援金分	2.5%	5,700円	4,800円	120,000円			
		介護分	2.2%	6,300円	5,600円	90,000円			
		医療分	5.3%	16,500円	13,200円	470,000円			
	安曇地区	支援金分	2.5%	5,700円	4,800円	120,000円			
		介護分	2.2%	6,300円	5,600円	90,000円			
		医療分	5.3%	16,500円	13,200円	470,000円			
	梓川地区	支援金分	2.5%	5,700円	4,800円	120,000円			
介護分		2.2%	6,300円	5,600円	90,000円				
医療分		5.3%	16,500円	13,200円	470,000円				

税目	年度	21																					
	区分																						
収入より	青色専従者	完全給与額																					
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円																					
控除	給与所得控除	最低	650,000円																				
		最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)																				
所得	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額																					
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額																					
	社会保険料	支払った金額の全額																					
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金																					
	生命保険料	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額																				
		(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+ 7,500円																				
		(3) 40,000円を超え70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円																				
		(4) 70,000円を超える場合	一律35,000円																				
	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円																					
	寄附金控除	都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金－5000)×10%}+{(寄附金－5000)×特例控除率} 県共同募金会・日赤等・・・・・・(寄附金－5000)×10%																					
障・老・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円 (特別障害者、特別寡婦は300,000円)																						
除養	一般扶養	330,000円 (同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)																					
	特定・老人扶養	450,000円 (特定16歳～22歳)、380,000円(70歳以上)																					
	同居老親等扶養	450,000円 (老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)																					
	配偶者	330,000円 (老人控除対象配偶者380,000円)																					
配偶者特別	配偶者の所得により30,000円～330,000円																						
基礎	330,000円																						
個人	所得割	20年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+320,000円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。																					
		・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額																					
	均等割	3,000円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)																					
法人	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7%																					
		資本金等の額 従業員数 旧安曇・奈川・梓川 旧松本市・四賀地区																					
	均等割	(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円 60,000円																			
		(2) 1千万円以下	50人超	120,000円 144,000円																			
		(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円 156,000円																			
		(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円 180,000円																			
		(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円 192,000円																			
		(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円 480,000円																			
		(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円 492,000円																			
		(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円 2,100,000円																			
(9) 50億円超	50人以下	410,000円 492,000円																					
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円 3,600,000円																					
※旧各村区域内(四賀・安曇・奈川・梓川地区)の法人に対して課する市民税の均等割は平成22年4月1日(以下基準日)以前に終了した事業年度分の法人の均等割及び期準日前の解散又は合併による法人の均等割については旧各村の税条例の例による。 ※法人税割は平成17年4月1日以降に終了する事業年度分から。予定・中間申告に際しては平成17年4月1日以降の申告から適用。																							
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%	※私募証券投資信託に係るものを除く																				
	配当	課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%																					
所得割課税の調整措置	{35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+320,000円}－[総所得金額等－{(市民税所得割－税額控除)+(県民税所得割－税額控除)}]=調整額																						
非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)																						
公的年金等に係る雑所得の金額																							
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合		イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>公的年金等の収入額(a)</th> <th>雑所得の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>130万円未満</td> <td>(a)－70万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上410万円未満</td> <td>(a)×75%－ 37万5千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(a)×85%－ 78万5千円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>(a)×95%－155万5千円</td> </tr> </tbody> </table>		公的年金等の収入額(a)	雑所得の額	130万円未満	(a)－70万円	130万円以上410万円未満	(a)×75%－ 37万5千円	410万円以上770万円未満	(a)×85%－ 78万5千円	770万円以上	(a)×95%－155万5千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公的年金等の収入額(b)</th> <th>雑所得の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>330万円未満</td> <td>(b)－120万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上410万円未満</td> <td>(b)×75%－ 37万5千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(b)×85%－ 78万5千円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>(b)×95%－ 155万5千円</td> </tr> </tbody> </table>		公的年金等の収入額(b)	雑所得の額	330万円未満	(b)－120万円	330万円以上410万円未満	(b)×75%－ 37万5千円	410万円以上770万円未満	(b)×85%－ 78万5千円	770万円以上	(b)×95%－ 155万5千円
公的年金等の収入額(a)	雑所得の額																						
130万円未満	(a)－70万円																						
130万円以上410万円未満	(a)×75%－ 37万5千円																						
410万円以上770万円未満	(a)×85%－ 78万5千円																						
770万円以上	(a)×95%－155万5千円																						
公的年金等の収入額(b)	雑所得の額																						
330万円未満	(b)－120万円																						
330万円以上410万円未満	(b)×75%－ 37万5千円																						
410万円以上770万円未満	(b)×85%－ 78万5千円																						
770万円以上	(b)×95%－ 155万5千円																						

税目	年度		21				
	区分						
固定資産税	税率	1.4%					
	免税点	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産 150万円	
	その他	商業地	評価負担水準	課税標準額算出方法			
			70%超	評価額の70%まで引下げ			
			60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き			
		住宅地	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%			
			評価負担水準	課税標準額算出方法			
			100%以上	本則課税となり引下げ			
	住宅地	80%以上100%未満	前年度の課税標準額据え置き				
		80%未満	前年度の課税標準額＋<A>×5% ・上限 <A>×80%				
<A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。							
$*負担水準 = \frac{\text{平成20年度課税標準額}}{\text{平成21年度評価額} \times \text{特例}}$							
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車	四輪乗用(営)		5,500円		
		50cc以下	1,000円	(自)	7,200円		
		90cc以下	1,200円	四輪貨物(営)	3,000円		
		125cc以下	1,600円	(自)	4,000円		
		ミニカー	2,500円	イ 小型特殊自動車			
		2. 軽自動車及び小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの		2,400円		
		ア 軽自動車	農耕作業用自動車		1,600円		
		二輪	2,400円	その他の小型特殊自動車	4,700円		
		三輪	3,100円	3. 二輪の小型自動車	4,000円		
		市たばこ税	税率	紙巻たばこ等	$\frac{3,298円}{1,000本}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{1,564円}{1,000本}$
その他	返還に係る製造たばこについても同様						
特別土地保有税	平成15年度から課税停止						
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円						
都市計画税	税率	0.2%					
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの					
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。					
国民健康保険税	地区	区分	所得割	平等割	均等割	最高税額	
			医療分	7.2%	18,000円	14,400円	470,000円
	旧松本地区	支援金分	2.5%	5,700円	4,800円	120,000円	
		介護分	2.4%	6,300円	5,600円	100,000円	
		医療分	6.6%	18,000円	14,400円	470,000円	
	四賀地区	支援金分	2.5%	5,700円	4,800円	120,000円	
		介護分	2.3%	6,300円	5,600円	100,000円	
		医療分	6.6%	18,000円	14,400円	470,000円	
	奈川地区	支援金分	2.5%	5,700円	4,800円	120,000円	
		介護分	2.3%	6,300円	5,600円	100,000円	
		医療分	6.6%	18,000円	14,400円	470,000円	
	安曇地区	支援金分	2.5%	5,700円	4,800円	120,000円	
		介護分	2.3%	6,300円	5,600円	100,000円	
		医療分	6.6%	18,000円	14,400円	470,000円	
梓川地区	支援金分	2.5%	5,700円	4,800円	120,000円		
	介護分	2.3%	6,300円	5,600円	100,000円		
	医療分	6.6%	18,000円	14,400円	470,000円		
平成17年度から平成21年度まで(5年間)不均一課税の実施							

税目	年度		22		
	区分				
市	収入より	青色専従者	完全給与額		
		白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円		
	控除	給与所得控除	最低	650,000円	
			最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)	
	所	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
		医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額		
		社会保険料	支払った金額の全額		
		小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
		得	生命保険料 (一般の生命保険料 個人年金保険料)	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額
				(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+ 7,500円
(3) 40,000円を超え70,000円まで				支払保険料×1/4+17,500円	
(4) 70,000円を超える場合				一律35,000円	
地震保険料		地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円			
除		障・老・寡・勤 障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者、特別寡婦は300,000円)			
	扶養	一般扶養	330,000円(同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)		
		特定・老人扶養	450,000円(特定16歳～22歳)、380,000円(70歳以上)		
		同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)		
	配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)			
	配偶者特別基礎	配偶者の所得により30,000円～330,000円			
民	個人	所得割	21年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額		
			均等割	3,000円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)	
	率	法人	均等割	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7%
				均等割	資本金等の額 従業員数
		均等割	(1) 1千万円以下	50人以下	60,000円
			(2) 1千万円以下	50人超	144,000円
			(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	156,000円
			(4) 1千万円超1億円以下	50人超	180,000円
			(5) 1億円超10億円以下	50人以下	192,000円
			(6) 1億円超10億円以下	50人超	480,000円
(7) 10億円超50億円以下			50人以下	492,000円	
(8) 10億円超50億円以下			50人超	2,100,000円	
(9) 50億円超	50人以下	492,000円			
(10) 50億円超	50人超	3,600,000円			
税	配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8% ※私募証券投資信託に係るものを除く		
		寄附金控除	都道府県・市区町村……………{(寄附金－5000円)×6%}+{(寄附金－5000円)×特例控除率} 県共同募金会・日赤等……………(寄附金－5000円)×6%		
所得割課税の調整措置		{35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+32万円}－[総所得金額等－{(市民税所得割－税額控除)+(県民税所得割－税額控除)]=調整額			
非課税限度額		1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)			
公的年金等に係る雑所得の金額					
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合		イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合			
公的年金等の収入額(a)		雑所得の額			
130万円未満		(a)－70万円			
130万円以上410万円未満		(a)×75%－ 37万5千円			
410万円以上770万円未満		(a)×85%－ 78万5千円			
770万円以上		(a)×95%－155万5千円			
公的年金等の収入額(b)		雑所得の額			
330万円未満		(b)－120万円			
330万円以上410万円未満		(b)×75%－ 37万5千円			
410万円以上770万円未満		(b)×85%－ 78万5千円			
770万円以上		(b)×95%－ 155万5千円			

税目	年度		22							
	区分									
固定資産税	税率	1.4%								
	免税点	土地 30万円	家屋 20万円	償却資産 150万円						
	その他	商業地	評価負担水準	課税標準額算出方法				農地	評価負担水準	負担率
			70%超	評価額の70%まで引下げ					90%以上	1.025
			60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き					80～90	1.05
		住宅地	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5%				70～80	1.075	
				・上限 評価額×60%				70未満	1.10	
			評価負担水準	課税標準額算出方法						
	100%以上	本則課税となり引下げ								
	80%以上100%未満	前年度の課税標準額据え置き								
80%未満	前年度の課税標準額＋<A>×5%									
	・上限 <A>×80%									
	<A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率									
	1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6									
	2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3						*負担水準＝ $\frac{\text{平成21年度課税標準額}}{\text{平成22年度評価額} \times \text{特例}}$			
	3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3									
	4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5%									
	土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率									
	5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額									
	6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。									
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車		四輪乗用(営)		5,500円				
		50cc以下	1,000円	(自)		7,200円				
		90cc以下	1,200円	四輪貨物(営)		3,000円				
		125cc以下	1,600円	(自)		4,000円				
		ミニカー	2,500円	イ 小型特殊自動車						
		2. 軽自動車及び小型特殊自動車		専ら雪上を走行するもの		2,400円				
ア 軽自動車		農耕作業用自動車		1,600円						
二輪	2,400円	その他の小型特殊自動		4,700円						
三輪	3,100円	3. 二輪の小型自動車		4,000円						
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等	$\frac{3,298\text{円}}{1,000\text{本}}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{1,564\text{円}}{1,000\text{本}}$					
		平成22年10月から紙巻たばこ等	$\frac{4,618\text{円}}{1,000\text{本}}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{2,190\text{円}}{1,000\text{本}}$					
	その他	返還に係る製造たばこについても同様								
特別土地保有税	平成15年度から課税停止									
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円									
都市計画税	税率	0.2%								
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの								
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。								
国民健康保険税	地区	区分	所得割	平等割	均等割	最高税額	平成22年度から全地区統一税率(波田地区を含む)			
	全地区	医療分	7.9%	21,000円	17,100円	500,000円				
		支援金分	2.4%	6,000円	5,100円	130,000円				
介護分		2.5%	6,300円	6,000円	100,000円					

市 税 概 要

平成22年11月

編 集 松 本 市 財 政 部
市 民 税 課

発 行 松 本 市 役 所
松本市丸の内3番7号
TEL 34-3000